



財務局長会議で挨拶をする自見大臣 (中央)
(1 月 26 日)



第 26 回金融審議会総会・第 14 回金融分科会
で、諮問をする大串政務官
(1 月 27 日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【トピックス】	
○投資信託・投資法人法制の見直しに係る諮問等について	2
○金融機関におけるシステムリスクの総点検の結果について	3
○資金の貸付けを行う特例民法法人・少額短期保険業等に係る規制の見直しについて	5
○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (期間：平成 23 年 10 月 1 日～12 月 31 日)	6
【お知らせ】	8
【金融ここが聞きたい!】	13
【1 月の報道発表】	14
【1 月のアクセス数の多いページ】	15

【フォトギャラリー】

自見大臣は、1月8日から5日間の日程で、米国を訪問し、金融・会計の関係者と面談を行いました。
(以下写真)



左からポリーフAF（財務会計財団）CEO、サイドマン FASB（米国財務会計基準審議会）議長、自見大臣、ブレナン FAF 理事長

【トピックス】

投資信託・投資法人法制の見直しに係る諮問等について

1月27日に、第26回金融審議会総会・第14回金融分科会合同会合を開催し、昨年3月の諮問事項に対する報告、投資信託・投資法人法制の見直しに係る諮問、等を行いました。

1. 昨年3月の諮問事項に対する報告について

昨年3月7日に行われた金融審議会総会において、(1)我が国金融業の中長期的な在り方についての検討、(2)保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等についての検討、(3)インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討に関して、の3つの諮問がなされ、それぞれワーキング・グループにおいて議論がなされてきたところです。そのうち、(2)保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等についての検討及び、(3)インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討に関し、昨年12月に各ワーキング・グループがそれぞれ取りまとめた報告書について、報告をいたしました。

今後、両報告書に基づいて、必要な制度整備を行ってまいります。

2. 投資信託・投資法人法制の見直しに係る諮問について

「投資信託・投資法人法制の見直しに係る検討」について、自見大臣より金融審議会に対して諮問がなされました（大串大臣政務官が代読）。

投資信託・投資法人法制の見直しについては、平成22年12月に公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」において、投資信託商品の多様化等を踏まえた様々な論点について課題等の把握・見直しの検討を行い、平成25年度までに制度整備の実施を行うとしていたところです。今般、金融審議会において、投資信託については、国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化や一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等についての検討をしていくことになりました。投資法人については、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等についての検討をおこな

っていくこととなりました。

本検討課題について、今後は、金融審議会メンバーのほか金融分野の実務家等にも加わって頂いてワーキング・グループを設置し、調査審議を行うこととなります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[第26回金融審議会総会・第14回金融分科会合同会合議事次](#)」(1月31日) にアクセスしてください。

金融機関におけるシステムリスクの総点検の結果について

金融機関のコンピュータシステムは、決済システムの中核をなしており、社会インフラとしての公共性が極めて高く、仮に障害等が発生した場合、利用者利便や社会的に大きな影響を与え、また、金融機関としての信用失墜も招きかねないものとなっています。

平成23年3月に主要行のひとつで見られたシステム障害については、その原因について固有の事情があったことも事実ですが、それとは別に、各金融機関として活かすべき有益な教訓もあったと思われます。

こうした観点から、平成23年7月8日付で、金融庁監督局長から関係金融団体等に対し、各金融機関の経営陣の積極的なリーダーシップの下、システムリスクの総点検を行い、自己点検結果を提出頂くことを内容とする要請文書を発出しました。

(詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[金融機関におけるシステムリスクの総点検について](#)」(平成23年7月8日) にアクセスしてください。)

金融庁においては、昨年8月にシステムリスク総点検の趣旨を徹底させるために、総点検の留意点をまとめて金融機関等に配付し、8月末に金融機関から総点検結果の報告を受けました。その後、総点検への取組状況や要請したリスク点検項目の状況について、報告内容を精査・分析するとともに、金融機関等に対して、必要に応じてヒアリングを実施し、今般、その結果を取りまとめました。

1. システムリスク総点検の目的

システムリスクの総点検は、主要行のひとつで発生したシステム障害への対応で得た教訓を他の金融機関においても活かし、顧客サービスや決済システムに重大な影響を及ぼすようなシステム障害を未然に防止するとともに、迅速かつ的確な復旧対応ができるようにすることを目的としたものです。

[要請したリスク点検項目]

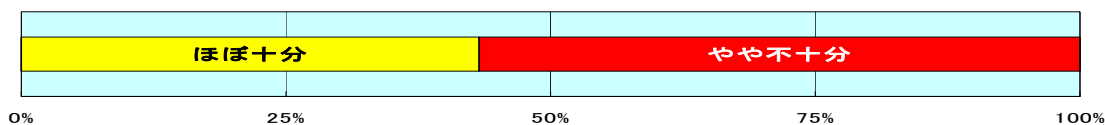
- システムリスクに対する認識等
- 外部環境の変化を踏まえたシステムの十分性の確保等
- システム投資(人材配置・人材教育を含む)に関する経営戦略
- 障害発生時等のリスク管理態勢のあり方
- 適切な監査体制の確保

2. システムリスク総点検の結果

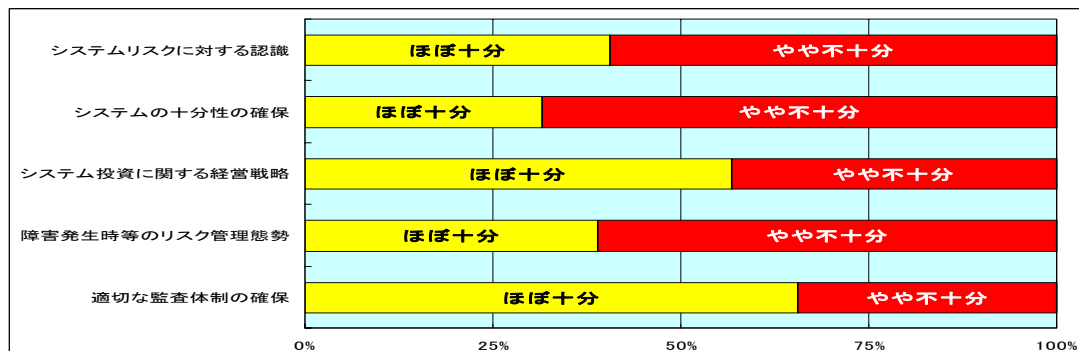
(1) システムリスク総点検の全体的な評価

今回のシステムリスクの総点検では、各金融機関における総点検の作業を通じて、金融機関自らがシステムリスク管理上の課題をあらためて認識した上で、改善に向けた取組みが見られるなど、一定程度の効果があつたと考えられます。

しかしながら、システムリスク総点検への取組みについては、金融機関によりバラツキがあるものの、総じてみるとやや不十分な状況でありました。



また、要請したリスク点検項目毎にみると、下図のように、「システムリスクに対する認識等」、「外部環境の変化を踏まえたシステムの十分性の確保等」、「障害発生時等のリスク管理態勢のあり方」について、更なる改善が必要な状況でありました。



業態別にみると、金融機関によりバラツキがあるものの、都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行等には、ほぼ十分なところが多く、外国銀行支店、その他銀行、信用金庫、信用組合の中には、リスク特性や期待される管理態勢のレベルを考慮しても、改善の余地が認められるところがありました。

(2) システムリスク総点検への取組事例

各金融機関には、更なるシステムリスク管理態勢の改善に向けた取組みに資する観点から、今回のシステムリスク総点検により把握された取組事例を還元していますが、そのうち代表的な事例を挙げると、次のとおりです。

[十分な取組事例]

- 当局の要請を待たずに、システム障害の調査報告書等を入手し、独自にシステムリスクに係る自主点検を行い、経営陣を交え討議している事例。
- システムの上限値を把握し、上限値に達しないように監視するルールを定めるとともに、当該ルールの定期的な見直しに取り組んでいる事例。
- 共同センターに加盟している金融機関において、共同センター、加盟金融機関などの関係者が全て参加する訓練を毎年実施している事例。

[不十分な取組事例]

- 形式的（表面的）な点検で、既存の規程やマニュアル等の整備状況の確認にとどまっており、PDCAサイクルが回っていることを点検していない事例。
 - ※ 「PDCAサイクル」とは、方針の策定（Plan）、規程・組織態勢の整備（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを繰り返すこと。
- システムの上限値を超えた場合に、システムがどのように作動するのかを把握していないほか、どのような事務処理を行うのかなどを定めていない事例。
- バッチ処理が安定的に稼働していることをもって、バッチ処理が大幅に遅延した場合の対応プランを検討していない事例。

3. 今後の取組み

金融庁としては、システムリスク管理態勢について、各金融機関に更なる自主的な改善を促すために、今回のシステムリスク総点検の結果を業界団体との意見交換の場等において紹介するなど、情報提供を行っていきます。

また、今回の総点検の結果やヒアリングを通じて課題が認められた金融機関については、リスク特性等も考慮しつつ、必要に応じ、検査・監督を通じて、より深く実態を把握し、適切に対応していきます。

さらに、業界共通的な課題・問題については、着眼点として、監督指針及び検査マニュアルに取り込むことを検討していきます。

こうした取組みを通じて、今回のシステム障害の教訓を活かし、金融機関における強固なシステムリスク管理態勢の構築を促していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融機関におけるシステムリスクの総点検の結果について」（1月20日）](#)にアクセスしてください。

資金の貸付けを行う特例民法法人・少額短期保険業等に係る規制の見直しについて

1. 背景

現在会員等に対し資金の貸付け等の事業を行っている特例民法法人については、団体の性質やその事業の内容に照らし、一般法人化した後も貸金業法等の適用除外として欲しいとの要望が、内閣府「国民の声」等を通じて寄せられています。

また、平成 17 年の保険業法改正において創設された、一定の規模の範囲内で少額・短期の保険の引受けのみを行う制度である少額短期保険業制度についても、同様に、「国民の声」を通じた規制緩和要望が提出されています。

これらの要望について、今般、借り手・契約者の保護や利便性の観点から検討を加えた結果、下記のとおり見直しを行うこととします。

2. 見直し内容

(1) 貸金業法等の適用範囲の見直し

現在、特例民法法人が行う貸付事業については、経過措置として貸金業法の適用除外とする特例が認められています。

特例民法法人が一般法人に移行した場合においても、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる以下の法人については、引き続き貸金業法の適用除外とします（政令改正）。

i 一の会社等の役員若しくは使用人が構成する団体又は一の国家公務員共済組合若しくは一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体

ii 業として行う貸付けが無利息の奨学金である団体

また、保険業法の適用除外の範囲についても、上記 i にあわせて同様の修正を行います。（政令改正）

(2) 少額短期保険業に係る規制の見直し

平成 17 年当時共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受け可能な保険の上限金額については、平成 25 年 3 月までの経過措置として、本則の 5 倍（医療保険は 3 倍）とする特例が認められています。

当該特例に関して、経過措置適用業者が平成 25 年 3 月までに契約した保険の更新等については従来通り本則の 5 倍（医療保険は 3 倍）、平成 25 年 4 月以降の契約については本則の 3 倍（医療保険は 2 倍）とした上で、経過措置を 5 年（30 年 3 月まで）延長します（法律・政令改正）。

(参考) 本則の上限金額（一被保険者当たり）

(単位：万円)

死亡	重度障害	傷害死亡	特定重度障害	医療	損害保険
300	300	600	600	80	1,000

一契約者に係る被保険者の総数は、保険金額の大小にかかわらず、一律に 100 人までとされているが、これについて、以下のように要件を緩和する措置を講じます（政令改正）。

○一契約者あたりの総保険金額の上限を、本則の上限金額に 100 を乗じた金額（以下「上限総保険金額」という。）とする。

○更に、契約当初、上限総保険金額内であれば、契約期間内にやむを得ない理由により被保険者が追加され上限を超過した場合でも、契約期間内は当該超過を容認する。但し、濫用防止の観点から、当該超過額は上限総保険金額の 10% を限度とする。

上記の内容について、今後、必要な制度整備を実施します。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「資金の貸付けを行う特例民法法人・少額短期保険業等に係る規制の見直し」（1月6日）](#)にアクセスしてください。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
(期間：平成 23 年 10 月 1 日～12 月 31 日)

金融サービス利用者相談室（以下、「相談室」）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成 23 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 平成 23 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、10,143 件の相談等が寄せられています。1 日当たりの受付件数は平均 174 件となっており、平成 23 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間の実績 161 件に比べて増加しています。（なお、平成 23 年 10 月以降、相談等受付終了時間を 16 時から 17 時に延長しています。）
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数 2,765 件（27%）、保険商品等に関する相談等の受付件数 2,354 件(23%)、投資商品等に関する相談等の受付件数 3,808 件（38%）、貸金等に関する相談等の受付件数 901 件(9%)、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数 315 件(3%)となっており、平成 23 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間に実績と比べて、ほぼ同水準となっています。
3. 分野別の特徴等について
 - (1) 預金・融資等については、金融機関の態勢・各種事務手続きに関する相談等が減少したことから、前期に比べてやや減少しています。
 - (2) 保険商品等については、前期と比べてほぼ同水準となっています。
 - (3) 投資商品等については、市場下落に伴う投資関係の一般的な照会・質問や未公開株等関連の個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことから、前期に比べて増加しています。
 - (4) 貸金等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことから、前期に比べてやや減少しています。
4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督上の参考として活用しています。

今期に受け付けた情報提供のうち、以下のものなどについて、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

 - (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
 - (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
 - (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
 - (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
 - (5) 預金取扱金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの
 - (6) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
 - (7) 保険会社の不払い等（付随的な保険金の支払漏れ、第三分野商品に係る保険金の不払い等）に関するもの
 - (8) 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、不告知の教唆、無断契約、名義借り、保険料の立替等）に関するもの
 - (9) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反等）に関するもの
 - (10) 貸金業者による顧客への不適切な説明に関するもの
 - (11) システム障害に関するもの
 - (12) 外国為替証拠金取引業者の不適正な行為に関するもの
 - (13) 外国為替証拠金取引業者とのインターネット経由での取引に関するもの
 - (14) 無登録営業に関するもの
 - (15) 金融商品取引業者の不適正行為（ホームページを閉鎖し電話に出ない、無断売買、高齢者に対する勧誘等）に関するもの

- (16) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (17) いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの
- (18) 金融機関の信託業務における不適切な行為に関するもの
- (19) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に抵触するおそれのある行為に関するもの

また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ 94 口座の情報提供を行っています。

前期における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ・監督において行った 180 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ・金融庁が着手した 19 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますのでご参照ください。

(1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」
- 「本人確認に関する相談等」
- 「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」
- 「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」
- 「特約付定期預金等に関する相談等」
- 「融資に関する相談等」

(2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「保険内容の顧客説明に関する相談等」
- 「告知義務に関する相談等」
- 「保険契約に関する相談等」
- 「保険金の支払に関する相談等」
- 「少額短期保険業者に関する相談等」
- 「保険契約者の保護に関する相談等」

(3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「金融商品の購入に関する相談等」
- 「投資信託の購入に関する相談等」
- 「外国為替証拠金取引に関する相談等」
- 「未公開株式の取引に関する相談等」
- 「自社発行未公開株に関する相談等」
- 「ファンドに関する相談等」
- 「金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等」
- 「金融商品取引業の登録に関する相談等」
- 「株券の電子化に関する相談等」
- 「投資者保護制度に関する相談等」
- 「社債に関する相談等」

(4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」
- 「強引な取立てに関する相談等」
- 「取引履歴の開示に関する相談等」
- 「返済条件の変更に関する相談等」

- 「金利引下げに関する相談等」
- 「総量規制に関する相談等」
- 「都道府県登録業者に関する相談等」
- 「完済後の書面交付に関する相談等」

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

金融庁金融サービス利用者相談室

(0570-016811 (ナビダイヤル)、IP 電話・PHS からは03-5251-6811)

証券取引等監視委員会の情報受付窓口

(03-3581-9909)

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト（「[一般のみなさんへ](#)」）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[金融サービス利用者相談室](#)」における相談等の受付状況等（期間：平成23年10月1日～12月31日）（1月31日）にアクセスしてください。

【お知らせ】

○平成23年度地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催について

各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む）においては、平成17年度以降、地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）を開催しています。本年度の日程は以下のとおりです。

北海道財務局	（日程：平成24年3月7日 場所：札幌市）
東北財務局	（日程：平成24年3月2日 場所：仙台市）
関東財務局	（日程：平成24年2月29日 場所：東京都渋谷区）
北陸財務局	（日程：平成24年3月9日 場所：金沢市）
東海財務局	（日程：平成24年3月6日 場所：名古屋市）
近畿財務局	（日程：平成24年3月9日 場所：大阪市）
中国財務局	（日程：平成24年3月6日 場所：広島市）
四国財務局	（日程：平成24年3月6日 場所：高松市）
福岡財務支局	（日程：平成24年2月29日 場所：福岡市）
九州財務局	（日程：平成24年3月9日 場所：熊本市）
沖縄総合事務局	（日程：平成24年3月8日 場所：那覇市）

なお、本年度のシンポジウムにおいては、昨年度と同様、広域での知見・ノウハウの共有化やシンポジウムの充実を図る観点から、一部の地域金融機関の経営者の方々に、「地域密着型金融の推進のサポート役」（以下「サポート役」という）として、主要営業地域外の財務局等が開催するシンポジウムにご参加いただき、自行（金庫・組合）における取組み等についてご紹介いただくとともに、パネルディスカッションにもご参加いただく予定です。また、シンポジウムの開催結果の概要につきましては、金融庁ウェブサイトにて随時掲載する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[平成23年度 地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催について](#)」（1月31日）にアクセスしてください。

○「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

金融機関の電話相談窓口

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)

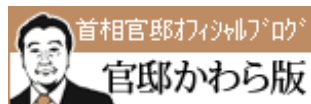


○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL : http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

○「官邸かわら版」の活用について

内閣広報室では、9月12日に野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しました。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」

URL : <http://kawaraban.kantei.go.jp/>

○「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※「e-Gov電子申請システム」の使い方について、詳しくは[e-Govトップページ](#)の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～17時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
 - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：来年度の預金保険料（率）についてなのですが、検討の結果、据え置きになるのではないかという報道があったかと思えます。この預保の検討について今どう把握されていて、金融庁としては今どうお考えかお願いします。

A. 24年度の預金保険料率のあり方については、現在、預金保険機構に「預金保険料に関する調査会」が設置され、論議されているというふうに承知をいたしております。預金保険機構の責任準備金は、22年度に黒字に転換したわけですが、今後の預金保険料率については、こうした預金保険機構の足元の財務状況のみならず、預金保険機構の長期的な財務状況、また、現在及び将来の我が国の金融システムの安定度、それから金融機関の負担能力、過度の負担の回避ということも健全な金融機関のためには必要でございますから、中長期的な観点を踏まえて検討する必要があると思っております。

[【平成24年1月20日（金）閣議後記者会見】](#)

Q：先週の金曜日に金融審議会に諮問された投資信託法制の見直しなど、諮問された内容についての大臣の課題意識というか、問題意識を改めて教えて頂けないでしょうか。

A. 投資信託、投資法人法制の見直しについては、一昨年公表された「金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプラン」において、平成25年度までには制度整備の実行を行うということにしているところがございますので、この検討を本格的に進めるために、今般、諮問させて頂きました。

1つが、投資信託においては、国際的な規則の動向や経済社会の情勢の変化に応じた規制の柔軟化や一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等についての検討です。

それから2番目に、投資法人について、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等に係る検討を諮問したところでございます。

金融審議会（総会）としては、本件を専門的に検討するためのワーキング・グループの立ち上げを考えているというふうにお聞きいたしております。（具体的な）検討の方向性や論点については、メンバーとなる有識者や関係業界の意見も聴きながら、今後精力的に検討して頂きたいというように考えております。その中で、例えば、最近の投資信託については、本格的な法改正から十数年をも経過しているわけですから、その間に投資信託の普及や金融技術の進展を踏まえた、現在の実務に応じた規制の見直しや、また他方、近年多様化が進む投資信託に対して、一般投資家向けの投資の入門商品として考えた場合にどのように規制することが望ましいかということも考えていく必要があるというふうに思っています。

また、投資法人については、リーマン・ショックの中で経営が不安定化したJリートが散見されたことを踏まえて、資金調達手段の多様化を含め、財務基盤の向上のためにどのような規制の見直しが必要か、またJリートはご存じのように、去年、日本銀行が買うようになりましたが、Jリートの運用に当たってはスポンサーの影響力が大きい中で、現在のガバナンス構造のままで良いのか、引き続きインサイダー規制が適用されないままで良いのかといった点が論点になるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、金融庁といたしましても今後選定されるワーキング・グループのメンバー等とよく論議してまいりたいというふうに思っております。

[【平成24年1月31日（火）閣議後記者会見】](#)



【1月の報道発表】

1月4日	アクセス	金融審議会委員の任免について
5日	アクセス	平成24年以降の公認会計士試験合格者数のあり方について
6日	アクセス	『平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について』に関するよくあるご質問（FAQ）」の追加について
	アクセス	資金の貸付けを行う特例民法法人・少額短期保険業等に係る規制の見直しについて
	アクセス	「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）」等の公表について
11日	アクセス	外国損害保険業の免許について
13日	アクセス	「公認会計士法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「業務補助等に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について
	アクセス	日本公認会計士協会の業種別委員会報告第32号「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」の改正等に伴う「金融検査マニュアル」等の一部改定について
	アクセス	第10回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」資料
16日	アクセス	第11回金融機能強化審査会議事要旨
20日	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について
	アクセス	金融機関におけるシステムリスクの総点検の結果について
	アクセス	株式会社V S N役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
23日	アクセス	「株券等の大量保有報告に関するQ&A」の追加について
27日	アクセス	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する命令（案）」の公表について
30日	アクセス	MF Global FXA 証券株式会社に対する行政処分（延長）について
	アクセス	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
31日	アクセス	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（10月末）
	アクセス	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成23年10月1日～12月31日）
	アクセス	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	アクセス	貸金業関係資料集の更新について
	アクセス	信用格付業の登録について
	アクセス	平成23年度 地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催について
	アクセス	第26回金融審議会総会・第14回金融分科会合同会合資料
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【1月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは1月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。
なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ\(過去の情報等\)](#)にアクセスしてください。

- ・ [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・ [平成24年以降の公認会計士試験合格者数のあり方について](#)
- ・ [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・ [金融機関におけるシステムリスクの総点検の結果について](#)
- ・ [ボルカー・ルール\(案\)に関する米国当局宛のレターについて](#)
- ・ [「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令\(案\)」等の公表について](#)
- ・ [シティバンク銀行株式会社に対する行政処分について](#)
- ・ [外国損害保険業の免許について](#)
- ・ [資金の貸付けを行う特例民法法人・少額短期保険業等に係る規制の見直しについて](#)

以上